

自転車安全利用条例の概要

1 主な条項の概要

(1) 目的 (第1条)

自転車の安全利用の促進について、基本理念や、県、県民、自転車利用者等の責務を明らかにし、施策の基本的な事項を定めてそれを推進し、歩行者、自転車等が安全に通行し、県民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 基本理念 (第3条)

自転車の安全利用の促進は、環境への負荷の低減、健康の増進、災害時の交通機能の維持、観光の振興等に資するとの認識のもとに、県、県民等、自転車利用者、保護者、関係団体等が連携し自転車事故を防止することを旨として行う。

(3) 県、県民、自転車利用者、その他関係者の責務 (第4条～第13条)

対象者	内 容
県 (第4条)	学童期から高齢期までの各段階に応じた交通安全教育、啓発 ヘルメット着用、自転車の定期的点検、必要な整備の促進 安全利用促進の取組に対する情報提供、助言等の支援 学校における交通安全に関する教育及び啓発のための情報提供等 関係機関等との緊密な連携と協力の要請
県民 (第5条)	家庭、学校・地域等における安全利用の取組
自転車利用者 (第6条)	道路交通法その他関係法令の遵守、歩行者の安全に配慮 車両運転者としての責任の自覚、他人に迷惑を及ぼさない運転 ヘルメットの着用、自転車の定期的点検と必要な整備

※保護者、学校の長、関係団体、事業者、小売・貸出業者等の責務も第7条～第13条で規定

(4) 自転車損害賠償保険等への加入義務 (第14条～第15条)

対象者	内 容
自転車利用者 (未成年者の場合は保護者) (第14条第1項, 第2項)	保険加入を義務とする
事業者 (第14条第3項) 自転車貸出業者 (第14条第4項)	保険加入を努力義務とする
自転車小売業者 (第15条)	購入者の保険加入の有無の確認を努力義務とする 購入者が保険未加入のとき保険情報等の提供を努力義務とする

2 施行日

令和3年4月1日

○ 条例案の概要

項 目	概 要
第1条 条例の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の安全利用の促進について、基本理念を定め、県、県民、自転車利用者や関係者の責務を明らかにし、自転車の安全利用に関する施策の基本的な事項を定めることにより施策を総合的かつ計画的に推進し、歩行者、自転車等が安全に通行し、かつ、県民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与すること
第3条 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の安全利用促進は、①環境への負荷の低減、②健康の増進、③災害時の交通機能の維持、④観光の振興等に資するとの認識の下、県、県民等、自転車利用者、保護者、関係団体等が連携し自転車事故を防止することを旨として行う
第4条 県の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・学童期から高齢期までの各段階に応じた交通安全教育、啓発 ・ヘルメット着用、自転車の定期的点検、必要な整備の促進 ・安全利用促進の取組に対する情報提供、助言等の支援 ・学校における交通安全に関する教育及び啓発のための情報提供等 ・関係機関等との緊密な連携と協力の要請
第5条 県民の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭、学校、地域等における自主的・積極的な安全利用の取組 ・県等の施策への協力
第6条 自転車利用者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法その他関係法令の遵守 ・車両運転者としての責任の自覚、他人に迷惑を及ぼさない運転 ・歩行者の安全に配慮 ・ヘルメットの着用、自転車の定期的点検と必要な整備
第7条 保護者等の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・未成年者を監護する保護者の責務＝安全利用に関する教育、ヘルメットを着用させることや定期的点検と必要な整備に努めること ・70歳以上の高齢者の親族の責務＝安全利用の助言、ヘルメットを着用させるよう努めること
第8条 学校の長の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、生徒等に対する自転車の安全利用の教育、啓発
第9条 関係団体の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守の啓発、安全利用の取組を自主的積極的に行う ・県や関係機関の施策への協力
第10条 事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車で通勤し、又は事業で自転車を利用する従業者への啓発と指導 ・事業活動を通じた安全利用への自主的・積極的な取組 ・県や関係機関の施策への協力、自転車の定期的点検・必要な整備
第11条 小売業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・購入者に対し、自転車の安全利用、点検整備その他必要な情報を提供
第12条 貸出業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者への安全利用に関する啓発
第13条 自動車等の運転者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の側方を通過するときは、安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めること
第14条 損害賠償保険への加入	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用者（未成年者の場合は保護者）に保険加入の義務 ・事業者、自転車貸出業者に保険加入の努力義務 ・県は保険加入促進のための情報提供、啓発等を実施 ・学校の長に保険情報提供の努力義務
第15条 自転車小売業者による保険加入確認	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車小売業者は、購入者の保険加入の有無の確認に努めること ・購入者が保険未加入のときは、保険情報等の提供に努めること
第16条 道路環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県は関係機関と連携し、道路交通環境の整備に関する事業を推進